

重点 番号	管理 番号	提案 区分	提案団体	提案 事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
16	231	B 地方 に対 する 規制 緩和	兵庫 県、滋 賀 県、京 都 府、京 都 市、大 阪 府、西 脇 市、川 西 市、三 田 市、た つの 市、 <b>神 河 町</b> 、 <b>佐 用 町</b> 、 <b>新 温 泉 町</b> 、和 歌 山 県、鳥 取 県(秋 田 県、秋 田 市、新 潟 市、長 野 県、名 古 屋 市、松 江 市、高 松 市、高 知 県、福 岡 県、香 川 市、宮 崎 市)	市 町 村 が 検 診 (集 団 乳 が ん マン モ グ ラ フ イ 検 診) に お け る 医 師 の 立 会 い 不 要 化	日 本 人 の 体 型 に 合 い、痛 み の ない 装 置 の 開 発 を 医 療 機 器 メ ー カ ー 一 等 に 求 め る 一 方、検 診 受 診 中 に 受 診 者 が 急 に 体 調 を 崩 す な ど の 緊 急 時 に、地 元 医 師 会 等 と 連 携 し て 医 師 に 確 認 で き る 連 絡 体 制 が 十 分 担 保 さ れ て い る 場 合 に は、 市 町 村 が 実 施 す る 集 団 乳 が ん マン モ グ ラ フ イ 検 診 に つ い て も 胸 部 X 線 撮 影 と 同 様、医 師 の 立 会 い が な く も 実 施 で き る よ う に す る こ と。	診 療 放 射 線 技 師 が 医 師 の 立 ち 会 い を 伴 わ ず に 集 団 乳 が ん マン モ グ ラ フ イ 検 診 を 実 施 す る こ と に つ い て は、平 成 25 年 度 厚 生 労 働 省 特 別 研 究 事 業 に お け る 調 査 研 究 や、「医 師 の 働 き 方 改 革 を 進 め る た め の タ ス ク シ フ ト /シ エ ア の 推 進 に 関 す る 検 討 会」に お い て、医 学 的・専 門 的 見 地 か ら、 ・具 体 的 な ニ ー ズ の 有 無 を 明 ら か に す べ き ・検 診 の 実 施 に 必 要 な 手 技 等 を 評 価 し た 上 で、安 全 を 担 保 す る た め に 必 要 な 体 制 整 備 も 含 め て 検 討 す べ き と い っ た 意 見 が 示 さ れ て い る。 
31	17	B 地方 に対 する 規制 緩和	埼 玉 県、 <b>埼 玉 県 町 村 会</b> (北 海 道、郡 山 市、い わ き 市、須 賀 川 市、 <b>栃 木 県</b> 、前 橋 市、千 葉 市、神 奈 川 県、横 浜 市、川 崎 市、小 田 原 市、新 潟 市、上 田 市、豊 橋 市、豊 田 市、小 牧 市、四 日 市 市、京 都 市、兵 崎 県、松 山 市、高 知 県、長 崎 市、熊 本 市)	「障 害 者 支 援 総 合 支 援 法」に 基 づく 居 住 地 特 例 対 象 施 設 の 拡 大	居 宅 や 現 在 入 所 し て い る 障 害 者 施 設 等 か ら、別 の 市 町 村 に 存 す る 介 護 施 設 に 入 所 し た 場 合 に、現 行 で は 当 該 介 護 施 設 が 所 在 す る 市 町 村 が 障 害 福 祉 サ ー ビ ス に 係 る 費 用 を 負 担 す る が、当 該 介 護 施 設 入 所 前 に 費 用 負 担 し て い た 市 町 村 が 引 き 続 き 負 担 す る よ う、居 住 地 特 例 を 見 直 す こ と。 ま た、障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 利 用 申 請 手 続 き に つ い て も、介 護 保 険 サ ー ビ ス と 同 様 に、介 護 施 設 入 所 前 に 手 続 き を 行 っ て い た 市 町 村 で 引 き 続 き 行 え る よ う、居 住 地 特 例 を 見 直 す こ と。	障 害 者 総 合 支 援 法 に よ る 介 護 給 付 費 等 の 支 給 決 定 は、原 則 と し て 障 害 者 等 の 居 住 地 の 市 町 村 が 行 う こ と と さ れ て い る が、障 害 者 支 援 施 設 等 が あ る 市 町 村 に お い て 過 度 の 負 担 と な る こ と か ら、障 害 者 支 援 施 設 等 に 入 所 す る 障 害 者 等 に つ い て は、施 設 入 所 前 の 居 住 地 の 市 町 村 が 行 う こ と と さ れ て い る。 そ の 上 で、障 害 者 総 合 支 援 法 に よ る 介 護 給 付 費 等 の 支 給 決 定 に 際 し て は、障 害 福 祉 サ ー ビ ス と 同 様 の サ ー ビ ス を 介 護 保 険 サ ー ビ ス に よ り 利 用 で き る 場 合 は、ま ず は 介 護 保 険 サ ー ビ ス を 利 用 す る こ と と さ れ て い る。介 護 施 設 に 入 所 し 介 護 サ ー ビ ス を 利 用 し つ つ、障 害 者 総 合 支 援 法 に よ る 介 護 給 付 費 等 を 利 用 し、か つ、介 護 施 設 入 所 前 の 居 住 地 の 市 町 村 以 外 の 介 護 施 設 に 入 所 し て い る 者 は 少 な い と 思 わ れ る が、介 護 施 設 が あ る 市 町 村 に 実 際 に ど の 程 度 の 負 担 が 生 じ て い る か 不 明 確 で あ る こ と か ら、現 時 点 で 介 

重点番号	管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
18	173	B 地方 に対する 規制 緩和	岐阜県(北海道、旭川市、仙台市、福島県、いわき市、郡山市、須賀川市、千葉市、神奈川県、横濱市、小田原市、大田原市、上田市、瑞穂市、中津川市、美濃市、岐阜市、各務原市、海津市、岐阜市、 <b>南町</b> 、 <b>川辺町</b> 、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、玉野市、防府市、松山市、長崎市、熊本市)	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化	受信料免除申請に係る証明事務は、障害者団体の意向も踏まえ、申請者である障害者の方の申請に係る各種拳証資料を準備するための労力及び金銭的負担を軽減し、また、申請者の個人情報保護及びプライバシー確保に配慮するなど、地域における障害福祉を充実させる観点から、自治体において行われてきた。このため、本提案における当該証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があり、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討する必要があると考える。 <b>【全国町村会意見】</b> <b>提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</b>
32	21	B 地方 に対する 規制 緩和	生駒市(御杖村、京都市、枚方市、上田市、鳥取県)	農地利用推進委員に最適化に係る定数の参酌基準の廃止	農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について、地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、従うべき基準から参酌すべき基準へ見直すことを求める。	推進委員の定数については、平成27年に農業委員会等に関する法律を改正し、推進委員を設置するにあたり、全国の農業委員会の意見を踏まえて決定したもので、その結果、推進委員が農地利用の最適化を行うにあたって適切な農地面積を、100ha当たり1人を上限として定めている。なお、農業委員会事務局として臨時職員を雇用するための予算を措置しているところであり、推進委員を補助する者を雇用することで、少しでも推進委員の負担を減らすことは可能であると考えている。 <b>【全国町村会意見】</b> <b>提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</b>



関係府省からの第1次回答・全国町村会意見

重点 番号	管理 番号	提案 区分	提案団体	提案 事項	求める措置の具体的内容	【総務省】 ① 転入届、転出届、転居届等について 転入届については、オンラインや郵送(やむを得ない場合に限る。)による提出も認められ、必ずしも対面による本人確認を不可欠の要件とはしていない。これを踏まえ、転出届の受付や転出証明書の引渡しを郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。 一方、転入届、転居届等については、これらが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続とされている。 転入届、転居届等の受付について、転入届及び転居届等に基づいて届出先市区町村が行う公権力の行使たる、住民基本台帳への記載及び住民基本台帳による公証行為と密接不可分なものであることから、届出先市区町村によって行われるべきものである。したがって、郵便局においてこれらの届出の受付を取り扱わせることは困難である。 ② 印鑑登録事務について 印鑑の廃止の申請については、印鑑登録証を添えて書面で意思を表明すれば足りるとされていることから、その受付を郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。 一方、印鑑の登録の申請については、印鑑登録証明が広く民間の経済取引に用いられ、誤った印鑑証明を行った場合には損害賠償責任が生じうることも踏まえ、厳格な本人確認を行うことが求められており、印鑑登録証明事務処理要領においては、「本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当」とされている。 印鑑の登録の申請の受付は、登録先市区町村が公権力の行使として行う印鑑登録証明の基礎となる印鑑の審査や本人確認と密接不可分なものであることから、当該市区町村によって直接行われるべきものであり、郵便局において取り扱わせることは困難である。印鑑の登録事項の修正の申請についてもこれと同様である。 ③ 交付決定について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付や引渡しが可能とされている納税証明書、住民票の写し等の交付決定については、公権力の行使たる行政処分であるから、郵便局において取り扱わせることは困難である。④ 代理人による請求について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付が可能とされている住民票の写し及び戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法上、代理人による請求が認められている。同様に、印鑑登録証明書についても印鑑登録事務処理要領において代理人による請求が認められている。 上記の事務については、郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。
		B 地方 に対 する 規制 緩和	<p>泰阜村、長野県、大町市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町(旭川市、柏市、小田原市、富士市、桑名市、京都市、宮崎市)</p>	<p>郵便局において取り扱われることとすること。 ① 住民異動届 ② 印鑑登録事務 ③ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書の交付決定 ④ 同条において、交付について～に「記載され、又は記録され」ている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付</p>	<p>郵便局において、下記の事務を取り扱わせることを可能とすること。 ① 住民異動届 ② 印鑑登録事務 ③ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書の交付決定 ④ 同条において、交付について～に「記載され、又は記録され」ている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付</p>	<p>【総務省】 ① 転入届、転出届、転居届等について 転入届については、オンラインや郵送(やむを得ない場合に限る。)による提出も認められ、必ずしも対面による本人確認を不可欠の要件とはしていない。これを踏まえ、転出届の受付や転出証明書の引渡しを郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。 一方、転入届、転居届等については、これらが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続とされている。 転入届、転居届等の受付について、転入届及び転居届等に基づいて届出先市区町村が行う公権力の行使たる、住民基本台帳への記載及び住民基本台帳による公証行為と密接不可分なものであることから、届出先市区町村によって行われるべきものである。したがって、郵便局においてこれらの届出の受付を取り扱わせることは困難である。 ② 印鑑登録事務について 印鑑の廃止の申請については、印鑑登録証を添えて書面で意思を表明すれば足りるとされていることから、その受付を郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。 一方、印鑑の登録の申請については、印鑑登録証明が広く民間の経済取引に用いられ、誤った印鑑証明を行った場合には損害賠償責任が生じうることも踏まえ、厳格な本人確認を行うことが求められており、印鑑登録証明事務処理要領においては、「本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当」とされている。 印鑑の登録の申請の受付は、登録先市区町村が公権力の行使として行う印鑑登録証明の基礎となる印鑑の審査や本人確認と密接不可分なものであることから、当該市区町村によって直接行われるべきものであり、郵便局において取り扱わせることは困難である。印鑑の登録事項の修正の申請についてもこれと同様である。 ③ 交付決定について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付や引渡しが可能とされている納税証明書、住民票の写し等の交付決定については、公権力の行使たる行政処分であるから、郵便局において取り扱わせることは困難である。④ 代理人による請求について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付が可能とされている住民票の写し及び戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法上、代理人による請求が認められている。同様に、印鑑登録証明書についても印鑑登録事務処理要領において代理人による請求が認められている。 上記の事務については、郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。</p>

重点 番号	管理 番号	提案 区分	提案団体	提案 事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
35						<p>【法務省】 戸籍法第1条第1項において、戸籍に関する事務は、同法に別段の定めがあるものを除き、市区町村長がこれを管掌することとされている。 民間委託が行われる場合であっても、委託が許される業務は事実上の行為又は補助的行為に限られ、裁量的判断が必要となる業務は市区町村職員が行う必要がある。</p> <p>③について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当する。したがって、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要がある。民間委託になじむものではない。</p> <p>④について、代理請求の受付に当たっては、その請求の任に当たる者であることを明らかにする書面(委任状等)の提供を受け、戸籍謄本等の請求をする権限が付与されていることを確認する必要がある。代理請求の受付は裁量的判断が必要となる業務である。</p> <p>したがって、要望に応じることは困難である。</p> <p><b>【全国町村会意見】</b> <b>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</b></p>

重点 番号	管理 番号	提案 区分	提案団体	提案 事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
34	215	B 地方 に対し する 規制 緩和	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、鬼内子町、伊方町、松野町、北町、愛南町、高知県(北海道、宮城県、郡山市、群馬県、千葉県、神奈川県、川崎市、小田原市、上越市、上田市、名古屋市、豊田市、小牧市、四日市市、大阪府、堺市、兵庫県、島根県、熊本市)	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	【総務省】 ご提案のような措置を実現するためには、独立行政法人福祉医療機構が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行う事務を法律上明確に規定していただき、その上で、住民基本台帳法の別表に当該事務を規定する必要があることから、まずは、同機構を所管する厚生労働省において、必要な検討をしていただくものと考えます。 【厚生労働省】 「心身障害者扶養共済制度」(以下「共済制度」という。)は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、先進的な一部の県又は市が単独事業として運営を始めたことに起源を持つ。国においては、この共済制度の普及を図るため、昭和44年以降、再保険に当たるとともに、この共済制度の仕組みを整備し、全国規模でのリスク分散を図るとともに、条例準則等を提示することで、各自治体における共済の整備を促してきた。この共済制度は、現在においても各地方自治体が、条例に基づいて実施しているところ。 独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)は、上述の再保険に当たるとともに、共済制度を運営する各地方自治体を被保険者として保険料等を受け取り、共済制度の加入者の死亡等の保険事故が生じた場合に各地方自治体に保険金を支払うことで、共済制度のリスクを全国規模で分散させ、その安定的な運営を支援している。
36						御提案は、全国の受給者の生存状況等について、福祉医療機構が一括して確認をすることで自治体の負担が軽減されるとするものであるが、受給者の生存状況等の情報の把握は、あくまでも、共済制度の運営者である各地方自治体が、共済制度の実施(年金の支払)に必要なために行うものであり、再保険を行う立場である福祉医療機構の業務とはならないものと考えます。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

# 重点事項以外

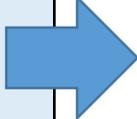
重点 番号	管理 番号	提案 区分	提案団体	提案 事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
	117	B 地方 に対する 規制 緩和	ときがわ町	「災害関 連地域防 災がけ崩 れ対策事 業」につ いて都道 府県を経 由しない 直接補助 を可能と すること	「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」は、市町村が実施主体となり、都道府県による間接補助の形式をとっているが、都道府県によっては事業を採択していない場合があることから、都道府県を経由しない市町村への直接補助を可能としてほしい。	<p>災害対策基本法(以下「災対法」という。)において、市町村は、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有することが定められている。(災対法第5条)。なお、ここでいう「災害」には、崖崩れを含むことが示されている(災対法第2条)。</p> <p>また、同法上、都道府県は、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有することが規定されており(災対法第4条)、このことから、当該区域内における崖崩れ対策においても、その危険性や対策の必要性を把握し、区域における総合調整のもと、市町村の取組支援を含めてその推進を図る責務を有しているものと解される。</p> <p>以上のことから、市町村が住民の生命、身体及び財産を災害から保護する目的で施行する崖崩れ対策のための取組について、その実施にかかる支援を行うのは都道府県の責務に含まれるものと考えられる。</p> <p>本件、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業は、市町村が行う崖崩れ対策のための工事を財政面から補助しようとする都道府県に対し、国がその一部(市町村の事業費の1/2)を補助するものであり、上記の観点からこれを国による直接補助とすることは、災対法上適当ではないと考える。</p> <p><b>【全国町村会意見】</b> 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

重点番号	管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
-	124	B 地方 に対する 規制 緩和	三宅町(盛岡市、石巻市、ひたちなか市、栃木県、川崎市、水見市、上田市、浜松市、豊橋市、豊田市、京都市、城陽市、香芝市、葛城市、三郷町、御杖村、高松市、松山市、新居浜市、久留米市、熊本市、宮崎市)	配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等に関する適用範囲の拡大	「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省保険課長保発第0205001号、厚生労働省保険局保険課長保発第0205003号、厚生労働省保険局国民健康保険課長保発第0227001号)」の取扱い等に係る適用範囲を配偶者からのDVだけではなく、配偶者以外のDV被害者にも拡大してほしい。	健康保険における被扶養者については、被保険者によって主として生計が維持されているか否か(以下「生計維持要件」という。)等によって判断することとしており、被扶養者認定を取り消すためには、被保険者本人からの届出が必要となる。 この上で、特例的に、被保険者である配偶者より暴力を受けた被害者から、婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証明書を添付して被扶養者から外れる旨の申し出がなされた場合は、「配偶者からの暴力を防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」(平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)の第2の7の(6)ウに基づき、健康保険の被扶養者から外れることができる取扱いとしている。 ご提案のように配偶者に加えて被保険者の子どもや親についても同様の取扱いとすることについては、どのようなケースにおいて被扶養者からの届出により被扶養者認定を取り消すことを可能とするのか、また、被保険者が被扶養者認定を取り消すに当たった際のDVの有った事実や生計維持関係がないことが分かる等の確認書類として何が適切なのかといった観点で整理が必要。
38	-	-	-	-	-	【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
-	147	B 地方 に対する 規制 緩和	明和町、長野原町、玉村町、千代田町(京都市)	開発許可における歩道の分離に係る基準について地方公共団体が緩和することを可視し	都市計画法第33条第1項に規定する開発許可の基準のうち、「開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩道が分離されていることとしているものについて、地方公共団体が開発区域の区域内の道路及び周辺建築物の配置(予定)状況、その他の地域の実情を十分に勘案した上で、工業団地の造成等により設置される道路で歩行者の通行の用に供することが想定されないものについては、幅員9メートル以上であっても歩道の設置を不要とすることが可能となるよう、当該基準を条例で緩和できるようにしてほしい。	都市計画法第33条の技術基準の緩和は、法律上の技術基準をそのまま適用することによる開発者の負担の大きさや緩和を行った場合の開発区域への周辺の影響などを勘案し、必要と認められる場合に行うものです。ご提案のあった、同施行令第25条第5号の開発区域内の9m以上の道路の歩車道分離の基準については、建築物の敷地が1,000㎡以上の開発が行われれば、大型車両等の頻繁な交通が想定されるため、歩行者の通行の安全を確保する観点から担保すべき最低限の基準として定めているものです。歩行者の命を守るために必要な安全上の基準であり、開発者に過度な負担を課しているものではないことから、当該基準の緩和を可能とすることは困難と考えます。
-	-	-	-	-	-	【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

重点 番号	管理 番号	提案 区分	提案団体	提案 事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
-	196	B 地方 に対する 規制 緩和	道志村、市川三郷町、忍野村 (山北町、上越市、豊田市、 京都市、広島市、徳島県)	農業用水 路の災害 復旧に係 る手続の 簡素化	災害時に河川法に基づく許可を受けて 設置された取水施設、用水路等が損傷 し、許可を受けた水利使用を適正に行 うことができない状況が発生した場合 は、河川法26条の許可取得にあたり、 水利権者の同意手続を得なくても迅速 に復旧できるようにしてほしい。	<p>河川法第38条では、水利使用に関する許可申請があった際、河川管理者は当該申請の概要について関係河川使用者に通知しなければならぬ旨が規定されているが、同条ただし書きにより、以下の者については通知を省略することが認められている。</p> <p>①従来から河川を使用している関係河川使用者のうち当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者</p> <p>②当該水利使用を行うことについて同意した者</p> <p>本通知の効果は、通知を受けた者が、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができることである。(河川管理者においては、水利権申請後にトラブルが発生しないよう、申請者にはあらかじめ関係河川使用者から水利使用を行うことについて必要な同意を得たうえで申請手続に入るよう指導している。)</p> <p>従って、同条の規定によれば、取水箇所より下流に別の占有者(取水している者)がいる場合は必ず当該者の同意を得る必要があるというわけではなく、下流に別の占有者がいたとしても、当該者が当該水利使用により損失を受けないことが明らかであれば、当該者に対する同意取得手続は不要となる。</p> <p>なお、下流に漁業権を有する者に対しては、以下の場合に同意を得る必要があるが、その他の場合は基本的に同意取得手続は不要である。</p> <p>①魚類の遡上等を妨害するダム等の工作物を設置する場合</p> <p>②取水により河川の流量が大幅に減少する場合</p> <p>上記は一般的な解釈であり、実務上、河川管理者が申請者に対し、当該水利使用に係る関係河川使用者から同意を得るよう求めるか否かは、個々の河川ごとの特徴を踏まえ、その流量や水質等に影響が出ないかなどを勘案し、個別具体的に判断することになる。</p> <p>一般論として、災害復旧事業としての施設の原形復旧工事(既に許可を受けて設置していた施設が被災したため、それを元に戻すため工事)であれば、下流の関係河川使用者は「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」に該当するため、当該工事に係る水利使用の申請前に当該者の同意を得る必要はないものと考えられる。</p> <p>なお、本提案に係る事案において県が示した判断については、当該河川に関する情報量が不足していること、また、県が同意を必要と判断した根拠も示されていないことから、その是非について判断することは困難である。</p> <p><b>【全国町村会意見】</b> 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」のフォローアップ状況について

提案事項	根拠法令等	制度の所管・関係府省	提案団体	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」
<p>地域の実情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築</p>	<p>道路運送法第78条、道路運送法施行規則第3条の3、道路運送法施行規則第49条、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（平成30年3月30日自動車局長通知）」、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成27年3月30日自動車局長通知）」、「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて（平成28年3月31日自動車局長通知）」、「道路運送法第3条第1項第1号、道路運送法第9条の2、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成26年3月26日自動車局長通知）」、「都市計画法第29条第1項第3号、都市計画法施行令第21条第1項第6号</p>	<p>国土交通省</p>	<p>全国知事会 全国市長会 全国町村会</p>	<p>(1) 道路運送法 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。</li> <li>・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。</li> <li>・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。</li> </ul> <p>(2) 都市計画法 地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物を規定した施行令第21条26号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨を、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>



＜令和2年3月末時点フォローアップ状況＞

(内閣府地方分権改革推進室)

対応方針の措置(検討)状況	今後の予定
<p>これまでの措置(検討)状況</p> <p>通知発出済み(「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日付け国自旅第304号国自貨第156号)) 事務連絡発出済み(「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正に係る取扱いについて)令和2年1月22日付け事務連絡 その他、許可の迅速かつ柔軟な運用に資するよう、各種相談への対応など随時情報提供等を実施。</p>	<p>引き続き、左記のとおり当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。</p> <p>当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。</p>

## 令和2年地方分権改革に関する提案募集に係る

### 全事項に共通して国に対処を求める意見

全国町村会

- ・オンラインで完結する手続きや電子情報の活用など、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナの社会のあり方を視野に入れた事務の見直しや権限の移譲を推進すること。
- ・町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。
- ・技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。また、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。

- ・国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
- ・町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。